

情報告知板

お知らせ

外国人労働者を雇用する場合は届け出が必要です

改正雇用対策法により平成19年10月1日から、外国人労働者を新規に雇用する場合はハローワークへの届け出が必要になりました（届け出を怠ると、30万円以下の罰金が課せられます）。

また、法改正以前から継続雇用している場合は、届け出期限が平成20年10月1日までとなっています。届け出がお済みでない事業主の方は、早めの届け出をお願いします。

ご不明な点がありましたら、お近くのハローワークへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク大隅
TEL 099・482・1265

10月1日～10月7日は「公証週間」です。

公証制度とは、金銭貸借などの大切な契約書や遺言書などについて、公証人が作成する公正証書によってトラブルの防止を図る制度です。

次のような場合には公証役場をご利用ください。

※遺産をめぐる骨肉の争いを防ぐために、愛のメッセージとしての遺言をしておきたいとき。
※金銭消費貸借、借地借家、債務弁済、売買、任意後見、養育費等の大切な契約を公正証書で作成するとき。
※私署証書の任証、外国文認証、宣誓認証、定款認証、確定日付等。

公正証書には、強い証拠力と裁判を経ないで強制執行できる執行力があります。

10月4日(土)10時から16時まで、鹿屋公証役場において相談に応じています。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

【お問い合わせ先】

鹿屋市西原四丁目10番3号
鹿屋公証役場
TEL 0994・41・3339

パートタイム労働法が変わりました！

パートタイムで働く人が働き・貢献に応じた待遇を受けることができるように、事業主に雇用管理改善を求めた改正パートタイム労働法が4月1日より施行されています。

◆例えば：

・希望すれば、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してもらえます。
・賃金、教育訓練、福利厚生な

どの待遇は働きや貢献に応じて決定されます。

・正社員へ転換するチャンスが生まれます。

パートタイム労働法の対象となるのは、職場での呼び方に関わらず、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の所定労働時間に比べ短い労働者です。

【お問い合わせ先】

鹿児島県労働局雇用均等室
TEL 099・222・8446

10月1日から住宅・土地統計調査が行われます

この調査は、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。調査結果は、国や都道府県・市区町村が住生活基本計画やまちづくり施策などを立案するための重要な資料として利用され、私たちの住生活の向上に大切な役割を果たします。

調査票に記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは、法律で固く禁じられています。9月下旬に、調査対象となったお宅に調査員がおうかがいし、調査票を配布し、後日、受け取りにおうかがいしますので、調査票への記入をお願いします。

やったね！大崎町！！

「ごみリサイクル率調査」

大崎町はなんと！80%！

全国市町村で第1位！

私たちも、

応援

しています！



株式会社ダイツール技研

■鹿児島工場(大崎) 〒899-8313
鹿児島県曾於郡大崎町野方5424番地88
TEL: 099-471-0022 FAX: 099-471-0023
URL: <http://www.dietool.co.jp/>

JA住宅ローンとくたくくキャンペーン！！

JA住宅ローン【保証料一括型】(9月の金利です) 金利は、毎月見直します。

当初2年固定	当初3年固定	当初5年固定	当初10年固定	当初15年固定	当初20年固定
年 1.25%	年 1.30%	年 1.35%	年 1.70%	年 2.30%	年 2.50%

特約終了後は、更にその時点の基準金利から **0.9%** 優遇します。

お問い合わせ先 **そお鹿児島農業協同組合 本所 099-482-6807**
大崎支所 099-476-2113